

## 議第三十号議案

埼玉県議会情報公開条例の一部を改正する条例

埼玉県議会情報公開条例（平成十一年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十七条を第十八条とし、第十四条から第十六条までを一条ずつ繰り下げる。

第十三条第一項中「公開決定等」の下に「又は公開請求に係る不作為」を加え、

「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合

第十三条第二項第一号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の下に「（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第十三条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項の規定は、適用しない。

## 附 則

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にされた埼玉県議会情報公開条例第十条第二項に規定する公開決定等又は第六条の規定による公開の請求に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。

